

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 ア 自主的な生産工程管理の取組の促進

① かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及

関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室，農産園芸課，畜産振興課，森林経営課，水産振興課
------	--

現 状

かごしまの農林水産物認証制度は、農業生産工程管理（GAP）^(用)の手法を全国に先駆けて取り入れ、第三者機関が認証する県独自の制度で、平成16年に創設し、これまで制度の充実や普及拡大を図っています。

令和7年度から食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPガイドライン（農林水産省策定、令和4年3月）^(用)に準拠した新たな基準による運用を開始しました。

また、野菜、果物、お茶、米の「かごしまブランド」団体認定の申請において、安心・安全な取組としてかごしまの農林水産物認証等の取得を義務付けています。

○認証状況の推移

項 目	平成16年度末	令和元年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
品目数	1	64	63	66	66	66
個人・団体数	1	270	260	262	246	250
件 数	1	317	305	311	293	297

課 題

生産履歴記帳をはじめとする生産工程管理の重要性について、生産者に対して一層の普及啓発に努めるとともに、安心・安全を確保する取組として認証制度の認知度の向上に努める必要があります。

また、関係機関・団体や生産者への新K-GAPの説明と理解促進が必要であり、新基準への普及を図る必要があります。

施策の目標

関係機関・団体との取組を連携により、新基準による推進、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

具体的な取組内容

- 各地域の生産部会等に対する認証取得の推進
- 県推進研修会や各地域毎の推進研修会の開催

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
かごしまの農林水産物認証制度（新基準）の認証件数	—	180件	



K-GAPロゴマーク

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - ア 自主的な生産工程管理の取組の促進

② 国際認証GAP等への取組支援

関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室，畜産振興課，水産振興課
------	------------------------------

現 状

農林産物のGAPには，K-GAPのような都道府県GAPのほか，民間で運用されているJGAP，ASIA GAP，GLOBAL G. A. P. 等があり，令和7年度現在，国内で運用されているGAPのうち，GLOBAL G. A. P. のうち一部がGFSI（世界食品安全イニシアティブ）^(用)の承認を得た国際規格です。

令和7年4月に（一財）日本GAP協会が運営主体のASIA GAPが，2028年に終了とJGAPとの一本化について公表しました。

水産物では水産資源の持続的利用や環境に配慮した養殖業・漁業を認証する水産エコラベル^(用)が運用されています。

それぞれ認証取得については，生産者が自らの経営判断によって選択することとなります。

課 題

生産工程管理の取組を推進するため，国内外にある様々なGAP等認証についての情報収集，生産者への周知及び取組支援に努める必要があります。

また，ASIA GAPからJGAPへの移行を推進する必要があります。

施策の目標

生産者のニーズに応じ，国際認証GAP等の取組支援を行い，県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

具体的な取組内容

- 生産者研修会の開催等による制度の普及・啓発
- GAP指導員の育成・確保等による認証取得の支援

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
JGAP等認証取得件数	119件	230件	・JGAP ・GLOBAL G. A. P.

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

③ 農薬の適正使用の推進

関係部署	経営技術課
------	-------

現 状

安心・安全な農産物の生産を行うため、農薬の使用量の多い6月から9月を農薬適正使用推進期間として定め、各地域において農薬適正使用推進研修会等を開催し、農薬使用基準の遵守や飛散防止対策の徹底など、「農薬取締法^(用)」に基づき安全性を評価された登録農薬の適正使用の指導を行っています。

また、農薬販売者及び農薬使用者等の資質向上を図り、農薬の適正使用並びに農薬使用に起因する被害等の防止に資するため、農薬指導士^(用)の育成・確保を図っています。

課 題

これまでの耕作地における農薬適正使用の推進に加え、耕作地周辺の環境や住民に対する配慮が強く求められています。

また、農薬の再評価制度の導入及び登録審査の見直しに伴い、必要に応じて随時、安全性評価の方法や登録内容等が見直されることから、農薬の使用基準や安全性等に対する正しい知識の周知徹底を、継続して図る必要があります。

施策の目標

農薬取締法等に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農産物の安全性確保を図ります。

具体的な取組内容

- 農薬の適正使用指導体制の強化
 - ・農薬指導士の育成・確保
- 農薬の取扱い等に関する正しい知識の普及啓発
 - ・農薬適正使用推進研修会等の開催



<農薬指導士養成研修>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
農薬販売店における農薬指導士設置割合	48.2%	80.0%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導

関係部署	経営技術課
------	-------

現 状

県は、「農薬取締法」に基づき、農薬が適正に販売・管理・使用されているかを確認するため、県内の農薬販売業者、ゴルフ場に対する立入検査を実施し、不適切な事例に対して指導等を行っています。

また、農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士に対して、農薬適正使用推進研修会などを定期的を開催し、その資質向上を図っています。

課 題

農薬販売店やゴルフ場、農薬使用者等において、販売・管理・使用に関する不適切な事例が未だ認められることから、農薬取扱いに関する正しい知識を広く普及させる必要があります。

施策の目標

農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士を育成・確保するとともに、農薬取扱いに関する知識を広く普及させることで、販売・管理・使用時の不適切な事例を減少させ、農産物の安全性確保を図ります。

具体的な取組内容

- 適正な販売・管理・使用の推進
 - ・農薬指導士の育成・確保
 - ・立入検査による的確な指導



<立入検査の実施状況>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合	23.4%	10.6%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導

関係部署	経営技術課
------	-------

現 状

「肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）^(用)」に基づき、肥料の品質等を確保し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査を実施するとともに、肥料を生産・販売する事業場への立入検査等に取り組んでいます。

また、堆肥の品質表示に関する取締等、適正表示の指導を行っています。

課 題

肥料生産業者や販売業者に対する登録・届出義務等の周知や法令遵守の徹底を図る必要があります。

施策の目標

肥料法に基づき遵守すべき事項について周知徹底を図るとともに、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用の確保を図ります。

具体的な取組内容

- 県のホームページ等を活用した肥料法の制度等の周知
- 普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査
- 肥料の生産・販売における適正表示等の指導
 - ・立入検査の実施



<肥料法等に関する研修>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
農業販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合（再掲）	23.4%	10.6%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

⑥ 動物用医薬品の管理，販売等に関する監視指導

関係部署	家畜防疫対策課
------	---------

現 状

動物用医薬品については「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法（旧：薬事法）^(用)）などに基づき，動物用医薬品が適切に販売，使用されるよう動物用医薬品販売業者等に対する監視指導を実施しています。

課 題

動物用医薬品は不適正に使用された場合，畜産物に残留したり薬剤耐性菌が出現するなど，食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。そのため，動物用医薬品による危害発生を防止するとともに，その有効性，安全性を確保する必要があります。

施策の目標

動物用医薬品による危害発生を防止するとともに，その有効性，安全性を確保するための動物用医薬品使用実態調査，医薬品調査等の各種調査・指導を行うなど，消費者へ安心・安全な畜産物の供給に向けて継続的な監視指導を行います。

具体的な取組内容

- 動物用医薬品使用実態調査
- 医薬品調査など各種調査・検査の実施

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
動物用医薬品使用実態調査の実施件数	51件	80件	
医薬品調査の実施率 (動物用医薬品販売業等の許可数に対する割合)	31%	50%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

⑦ 飼料の安全性確保に関する普及，監視指導

関係部署	畜産振興課
------	-------

現 状

安心・安全な畜産物を供給するため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）^(用)」に基づいて飼料の製造，販売及び使用の各段階において，普及・監視・指導を実施しています。

令和6年度の現状では，畜産農家，飼料製造・販売業者等のいずれにおいても飼料の製造販売・使用等において，不適正な事例はありません。

課 題

飼料の安全性を確保するためには「飼料安全法」の遵守に努める必要があり，引き続き，飼料の適正な製造・販売・使用等の普及，監視，指導を行う必要があります。

施策の目標

飼料の不適正な製造・販売・使用等を防止します。

具体的な取組内容

- 飼料安全法の内容説明及び飼料の安全性の確保のための普及，指導
 - ・畜産農家・飼料販売業者等を対象とした地区講習会の開催
 - ・畜産農家を対象とした巡回指導
- 飼料安全法等の関係法令等の遵守状況の監視・指導
 - ・飼料製造・販売業者等への立入検査

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
飼料の製造・販売及び使用等に関する不適正件数	0件	0件	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進

関係部署	水産振興課
------	-------

現 状

海面・内水面における養殖魚においては、病原体の侵入や魚の健康状態、飼育環境のバランスが崩れた時等に、各種の魚病が発生する場合があります。魚病の予防・治療対策としては、「医薬品医療機器等法」に基づき魚種毎、魚病種類毎に使用可能な水産用医薬品が規定されており、その使用にあたっては、用法・用量、使用禁止期間・休薬期間・水揚げ禁止期間及び使用上の注意を遵守した適正使用の推進を図っています。

課 題

安心・安全な食品の提供という観点から、水産用医薬品の適正な使用や、効果的な使用については、引き続き、普及・指導を行う必要があります。

施策の目標

魚病による被害を軽減するために、養殖関係者向けの水産用医薬品の適正使用に係る指導等研修会を開催し、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用を引き続き推進することで、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

具体的な取組内容

- 養殖業者に対する水産用医薬品適正使用の指導等
 - ・ワクチン接種技術講習会の開催
 - ・魚病講習会の開催
 - ・水産医薬品等の関係資料配布
- 水産用医薬品の適正指導や衛生的な養殖管理に関する普及・啓発
 - ・魚病巡回指導の実施



<ワクチン接種技術講習会>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
水産用医薬品適正使用に関する理解度	—	90%以上	

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策

ウ 環境保全への配慮

⑨ 総合防除（I P M）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進

関係部署 経営技術課

現 状

環境と調和した農業の実現に向け、化学合成農薬主体の防除から脱却し、天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心とした総合防除（I P M）^{（用）}技術の確立に取り組むとともに、県総合防除計画等を策定し、総合防除（I P M）技術等の普及拡大に努めています。

また、生産から消費まで一貫して地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村等を支援しており、鹿児島県有機農業推進計画に基づき、有機農業の生産拡大等に向けた施策に取り組んでいます。

課 題

ピーマンやいちご等の施設栽培では、市販の天敵（益虫）の利用を柱とした総合防除（I P M）技術が普及しています。一方、露地栽培でも土着天敵（元々その地域に生息する天敵）を活用した害虫防除技術等が確立され、登録農薬が少ないオクラ等のマイナー作物を中心に、取り組まれています。

総合防除（I P M）技術に取り組む露地栽培の品目、産地の拡大や、有機農業の生産拡大により環境と調和した農業の実現を図る必要があります。

施策の目標

総合防除（I P M）技術等に取り組む品目、産地を拡大し、農薬の使用量を削減するとともに、本県の環境負荷を低減して生産された農産物等の認知度を向上させ、安心・安全な農産物の提供及び本県農産物のイメージアップにつなげます。

具体的な取組内容

- 総合防除（I P M）技術等に取り組む産地の拡大
 - ・化学合成農薬の使用量低減を目的とし現地研修会等を通じた産地の総合防除（I P M）技術普及への取組を支援
 - ・地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村や有機農産物の生産拡大に取り組む農業者団体等への支援
- 環境負荷を低減して生産された農産物の認知度向上
 - ・PRキャラクター「チーム・マモット」の生産者による活用を推進



「かごしまのI P M」PRキャラクター
「チーム・マモット」

参考となる指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
化学農薬の使用量	46kg/ha	31kg/ha	

⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進

関係部署 畜産振興課

現 状

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）^(用)」に基づき、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、ほぼ全ての適用対象農家で法に基づく管理基準が遵守される状況にあり、現在、その約8割が堆肥化処理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化处理や産業廃棄物処理委託等により、概ね適正に処理されています。

課 題

悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域によっては、堆肥の還元農地の不足や高齢化に伴う利用の減少などの課題を抱えており、家畜排せつ物の適正処理とともに、今後は耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりにより、堆肥の利用を促進するなど、家畜排せつ物の利用を一層促進し、地域環境と調和した環境保全型畜産の確立を図る必要があります。

施策の目標

畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組が不可欠であることから、家畜排せつ物法に基づく県計画を策定するとともに、「県環境保全型畜産確立基本方針」及び「県畜産環境保全対策指導指針」に基づいて、地域環境と調和した畜産経営の実現に努めます。

具体的な取組内容

- 地域振興局・支庁等による畜産農家への巡回指導や家畜排せつ物の処理及び利用技術の普及・指導
- 県畜産環境保全対策指導指針に基づく環境保全型畜産推進協議会の開催
- 県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となった環境汚染防止のための総合的な取組
・家畜排せつ物の処理・利用状況の調査、家畜排せつ物処理に関する事業の調整・指導等

参考となる指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
県畜産有機物有効利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況（適正処理仕向率）	94.2%	98.0%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
 - ウ 環境保全への配慮

⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供

関係部署	森林経営課
------	-------

現 状

近年の健康志向の高まりなどにより、国産品の需要が高まってきていることから、「たけのこ」や「原木しいたけ」をはじめとする県産特用林産物の生産拡大が求められています。

課 題

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、生産段階から安心・安全の確保及び環境保全への配慮について、引き続き、普及・啓発を図る必要があります。

施策の目標

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、自然環境や生産環境の保全に配慮した栽培方法及び肥料の適正な使用方法などについて、指導・情報提供を行います。

具体的な取組内容

- 新規参入者等を対象とした栽培や経営についての助言・指導
 - ・「たけのこ」及び「原木しいたけ」養成講座の開催



<たけのこ生産者養成講座>



<原木しいたけ生産者養成講座>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
たけのこ・原木しいたけ生産者養成講座の内容の理解度	—	80%以上	

⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導

関係部署 水産振興課

現 状

ブリ、カンパチなどの海面養殖業は本県の基幹漁業ですが、気候変動（高水温化）を含む漁場環境の変化等による赤潮の発生や魚病の発生等により不安定な生産を強いられています。

県では、赤潮被害軽減のため、モニタリング調査や赤潮防除についての調査研究を行っています。また、魚類養殖協議会において、養殖場の水質及び環境保全や養殖魚の放養量等の適正基準を協議し、魚類養殖に係る漁場環境の正常化や養殖業の健全な発展を促進しています。

課 題

赤潮については、発生のメカニズムが解明されていないことから、定期的な漁場環境のモニタリング調査等による解明や赤潮防除についての継続的な調査研究・対策等が必要になっています。

また、持続的に養殖生産を行うため、漁場の環境保全に配慮した適正養殖の推進を行う必要があります。

施策の目標

赤潮対策については、定期的なモニタリング調査を行い、関係機関と円滑に情報を共有し、赤潮発生時の生簀避難や餌止め作業等の適切な対策を実施することで、赤潮被害の防止に努めます。

魚類養殖場の漁場環境については、水質調査等で現状を把握します。必要な漁場環境の改善等については、養殖飼育手法の改良・改善の指導や養殖施設等の整理等を推進することにより、持続的な養殖生産の確保を図ります。

具体的な取組内容

- 赤潮モニタリング調査と赤潮発生情報の伝達
- 養殖漁場の水質や底質（海底の環境等）の漁場環境調査
- 県魚類養殖指導指針に基づいた指導と研修会等の実施



< 赤潮防除対策研修会 >

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
適正環境の漁場の割合	84%	100%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実
 - ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑬ 施設への立入検査（監視指導）

関係部署	生活衛生課
------	-------

現 状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき，製造・加工の段階では，殺菌不良の防止，異物の混入防止，意図しないアレルギー物質の混入防止等，流通・販売の段階では，温度管理の徹底や表示の徹底等各段階の特性に合わせた監視指導を実施しています。

また，鶏刺し等生食用食肉を扱う施設の監視指導を重点的に実施するなど食中毒の防止をはじめとする食の安全性確保に努めています。

項 目	令和6年度
食品の製造・加工施設への監視・指導	10,257件

課 題

食品の安全性を確保し，県民の健康保護を図るには，引き続き，食品の製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実及び食品等の検査を行う必要があります。

また，食品を取り扱う外国人従業員が増加していることから，全ての従業員に対する適切な衛生教育の実施について指導・助言する必要があります。

施策の目標

食品関連事業者に対して，重点的，効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより，食中毒の発生防止，異物混入や不適正な表示等の不良食品の発生防止など食の安心・安全の確保に努めます。

具体的な取組内容

- 標準的な年間立入回数を設定した重点的，効率的かつ効果的な監視指導の実施
- 夏期及び年末の一斉取締りの実施
- 特定の違反事例等による一斉取締りの実施



〈監視：陳列商品の販売状況確認〉

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合	—	0%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実
 - ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑭ 食品等の検査

関係部署	生活衛生課
------	-------

現 状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内で製造された食品及び輸入食品を含む県内に流通する食品等を対象として、食品の添加物や細菌数等の成分規格基準，肉，卵，牛乳等の残留動物用医薬品，野菜・果物等の残留農薬等の検査を実施しています。

また，牛や豚，鶏等について食肉の適否のための検査を実施しています。

項 目		令和6年度末
食品の添加物，成分規格基準，残留動物用医薬品，残留農薬等の検査		4,363件
食肉の検査	食肉（牛，豚）	2,440,024頭
	食鳥肉	161,196,164羽

課 題

引き続き，「県食品衛生監視指導計画」に基づき，食品の添加物，成分規格基準，残留動物用医薬品，残留農薬並びに食肉の検査を行う必要があります。

施策の目標

製造・加工，流通・販売の商品の特性等を十分に見極めて「県食品衛生監視指導計画」を策定し，食品の検査を実施します。

具体的な取組内容

- 食品の添加物，成分規格基準，残留動物用医薬品，残留農薬等の検査
- 食肉の検査



<理化学検査>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率	99.5%	100%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実
 - ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑮ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導

関係部署 保健体育課，生活衛生課

現 状

学校や社会保健福祉施設においては，安全・安心な給食を提供するため，「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理を行う必要があります。

このため，学校給食の安全性に関しては，県学校給食衛生管理等研修会等を開催し，衛生管理基準の遵守や，各種食中毒対策の徹底，学校給食施設設備の改善などについて指導を行うとともに，学校給食調理施設の設置者等に対しては，給食用食品の点検の実施や，給食用食品を選定するための委員会等の設置について指導しています。

また，社会保健福祉施設等に関しても，「県食品衛生監視指導計画」に基づく，立入検査を行い，給食の安全性に努めています。

課 題

子供，高齢者や病人など比較的体の抵抗力が弱い方々への食事の提供となるため，調理従事者は，下処理における衛生管理，中心部までの十分な加熱，加熱調理後の二次汚染の防止，原材料や調理後の食品の温度管理など食品の取扱には特に注意を払う必要があります。

施策の目標

遵守すべき学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルについて周知徹底するとともに，衛生管理に関する知識を広く普及させることにより，安全で安心な給食の提供を目指します。

具体的な取組内容

- 県学校給食衛生管理等研修会の開催
 - ・衛生管理，食物アレルギー，異物混入防止対策に関する研修会の開催
- 学校給食衛生管理基準に基づく学校薬剤師等による給食施設の定期点検（年3回）や食品検査の実施
- 県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導
 - ・重点的に監視・指導が必要と考えられる施設（1回以上立入／年）として監視指導



〈学校給食関係者研修会〉



〈給食施設の監視〉

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合（再掲）	—	0%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
- (2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実
 - ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑯ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査

関係部署	薬務課
------	-----

現 状

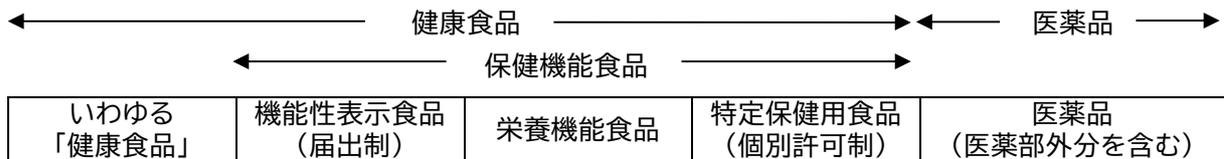
健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しています。

そのうち、国の制度*1としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。

しかしながら、健康食品の中には医薬品成分を含有しているものがあり、健康被害を引き起こす事例が報告されています。

県では、県内で流通している「強壯用健康食品」及び「痩身用健康食品」を買い上げ、医薬品成分を含有していないか検査*2を行っています。

*1 国の制度



*2 買い上げ調査

項 目	令和6年度
買上調査数	9品目

課 題

「強壯用健康食品」及び「痩身用健康食品」等は、販売店等が多岐多様であり、品目も多く、また、他県において医薬品成分を含有する健康食品が報告されていることから、継続して検査を行う必要があります。

施策の目標

県内に流通している「いわゆる健康食品^(用)」を買上検査することにより、医薬品成分が含有される健康食品等による県民の健康被害を未然に防止します。

また、買上検査で医薬品成分を含有していることが判明した場合は、その健康食品等を公表し、県民へ注意喚起を行い、健康被害の拡大を防止します。

具体的な取組内容

○買上検査の実施

- ・強壯及び痩身作用のある医薬品成分の検出検査

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 - (2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実
 - ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑰ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視

関係部署	水産振興課，生活衛生課
------	-------------

現 状

食の安心・安全の確保のため，フグ等の有毒魚介類及び貝毒等流通が規制されている魚介類の情報を収集し，水産物卸売市場等へ提供を実施しています。

また，フグ等による食中毒が発生した場合，情報発信し，注意喚起を行っています。

課 題

消費地における水産物卸売市場においては，流通する水産物の産地が多岐にわたることから，水産庁及び厚生労働省，水産物卸売市場等との情報交換・収集等の連携強化を引き続き実施していく必要があります。

施策の目標

水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視を実施することで，安心・安全な水産物の市場流通を図ります。

具体的な取組内容

- 水産物の効率的な流通及び安心・安全な水産物の提供を図るための取組
 - ・水産物卸売市場の監督指導
 - ・水産物の流通調査
 - ・有毒魚介類等調査の指導 ほか

⑱ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知

関係部署	生活衛生課、かごしまの食輸出・ブランド戦略室
------	------------------------

現 状

食中毒等の食品による健康被害防止のため、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう県ホームページ・県政かわら版等や、県民が参加する講習会を通じて、科学的知見に基づく正しい知識など家庭での食中毒防止対策等について情報提供を行っています。

また、食中毒注意報の発令や県ホームページに自主回収報告等を掲載するなど、食品衛生に関する注意の喚起を図っています。

項 目	令和6年度	受講者数
衛生講習会の件数*	63回	1,170人

*消費者が受講した講習会数

課 題

食中毒等の食品による健康被害の中には、消費者の食品の安全性に関する知識不足が原因となっているものもあることから、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう、引き続き、科学的知見に基づく正しい知識を身につける機会の提供に努める必要があります。

施策の目標

家庭における食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、各種広報媒体及び衛生教育等を通じて、食品の衛生管理や自然毒（キノコ毒やフグ毒など）及び寄生虫の情報、生食用食肉等の安全確保対策など科学的知見に基づく正しい知識の普及を図ります。

また、食中毒や違反食品等に係る情報を速やかに提供し、食品衛生に係る注意喚起を図ります。

具体的な取組内容

- 県ホームページ・県政かわら版等各種広報媒体を活用した情報発信
- 食中毒注意報の発令
- 自主回収報告等違反食品等に係る情報の提供
- 県民が参加する講習会及び出前セミナー等を通じた正しい知識の普及



〈手洗い教室〉

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
各種広報媒体を活用した情報発信回数 (食品の衛生管理等に関する知識や情報)	4回	4回	四半期に1回 (年に4回)

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 (4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進

⑱ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援

関係部署 生活衛生課、かごしまの食輸出・ブランド戦略室

現 状

「食品衛生法^(用)」の改正に伴い、営業許可制度の見直しにより新たな許可業種（漬物製造業など）が指定され、またHACCP^(用)の制度化により、原則、すべての食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理の実施が求められているところです。

県では、事業者に対し、令和元年から講習会やホームページ等をとおして、営業許可制度見直しの周知及び手引書等の活用によるHACCPに沿った衛生管理の導入支援を行っています。

課 題

HACCPに沿った衛生管理の導入支援、及び導入後の運用が不十分な施設に対して継続的な指導・助言等の支援を行う必要があります。また、HACCPに沿った衛生管理を適切に運用するためにも、外国人を含む従業員への衛生管理計画等の周知徹底について、指導・助言等を行う必要があります。

施策の目標

HACCPに沿った衛生管理の導入支援を図ります。

HACCPに沿った衛生管理を継続して実施されているかを確認し、導入時からの変更等が見込まれる衛生管理計画の見直しや検証について、必要に応じて運用支援を図ります。

具体的な取組内容

- HACCPに沿った衛生管理等の実施状況確認
 - ・営業許可更新時の監視時等に、HACCPの実施状況について確認
- HACCPの運用に向けた技術支援
 - ・リーフレットや教材を活用して、施設に応じたきめ細やかな技術的な指導・助言
- 施設整備等に関する情報提供



<監視時の必要に応じた運用指導>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
HACCPに沿った衛生管理の実施状況（一部実施を含む）	—	100%	営業許可更新施設における実施状況の確認

⑳ 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及

関係部署 家畜防疫対策課

現 状

消費者の食の安全に対する関心が高まっており、安心・安全な国産畜産物を安定的に供給する体制を早急に構築していく必要があります。家畜等が食品となるまでの過程には、農場における生産、食肉処理場等での加工処理、流通など、多くの工程が関与しており、病原微生物による汚染等を防止するため、各段階において様々なリスク管理が行われています。

課 題

畜産物の安全性を確保するためには、個々の農場における飼養衛生管理を徹底し、病原微生物の汚染等が少ない健康な家畜を生産することが基本となります。このため、生産段階における徹底した衛生管理に取り組むことが重要です。

施策の目標

県においては、生産者に対して「家畜伝染病予防法^(用)」に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指導することで、農場における衛生管理の向上を図ります。

また、「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）についての畜産農家への普及・促進に努めます。

具体的な取組内容

- 「飼養衛生管理基準」の遵守を指導
- 「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）についての畜産農家への普及・促進

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
飼養衛生管理基準立入検査の実施状況	5,343戸 (実施率74%)	対象農場全戸 (実施率100%)	国の特定家畜伝染病防疫指針に基づく対象農場
HACCP認証農場数	15農場	18農場	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進

⑳ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進

関係部署	水産振興課
------	-------

現 状

令和3年6月の食品衛生法施行を背景に衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設などが整備されつつあります。

EU等が定める衛生管理基準をクリアした加工施設をHACCP認定施設として登録しており、県内では、現在15か所が登録されています。EUが定める衛生管理基準は内容が厳しいため、基準を満たす施設等は限られているのが現状です。

課 題

HACCPによる衛生管理は、あくまでも食品の安全性を高め、安全で適切に消費できる食品の提供が目標であるため、導入企業等において、その必要性の認識が重要となります。

また、輸出について、水産食品は国際的に最もHACCPの義務化が進んでいますが、対米・対EU水産食品認証制度などは、輸出する相手国の衛生基準やHACCP規制に適合する必要があります。輸出する企業等は、各々が輸出国の規制に適合していることを証明する必要があります。

施策の目標

衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組を促進し、水産食品の効率的な流通と販売力の強化を図ります。

具体的な取組内容

- 衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設等の整備支援
- 輸出に係る登録等に対する指導
- 自主的衛生管理対策の促進 など



<高度衛生管理型荷さばき施設（鹿児島市中央卸売市場魚類市場）>

② HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成

関係部署	生活衛生課
------	-------

現 状

昨今、食料品への異物混入などの食品事故が相次いで発生しており、事業者による回収・情報開示の遅れ、産地表示の偽装などの問題と併せ、消費者の食品安全性に対する不安、企業に対する不信感、食品製造工程への関心が高まっています。

そのような中、HACCPシステムに基づく衛生管理手法を指導・助言できる保健所等の食品衛生監視員により、HACCP等の相談等に対応しています。

課 題

「食品衛生法」の改正により、大規模事業者や複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の事業者は、HACCPに基づく衛生管理を行う必要があります。

また、EUやアメリカなどへ水産食品や食肉を輸出する事業者は、HACCPに基づく衛生管理に加え、輸入国が求める施設基準や追加的要件に合致する必要があります。

これら事業者に対して各施設の状況や輸入国の求める要件に応じたHACCP導入の指導・助言等を適切に行うためには、食品衛生監視員の資質の向上が求められます。

施策の目標

県内の食品関連事業者が取り組むHACCPに基づく衛生管理や輸出のための施設認定に向けた取組を支援します。

また、きめ細かな指導・助言が可能な人材を育成するため、国及び各種団体が開催する講習会等へ積極的に職員を派遣します。

具体的な取組内容

- HACCPの導入支援及び検証を適切に実施することができる食品衛生監視員の養成
- ・HACCPシステムに基づく指導・助言を行う食品衛生監視員の養成講習会への派遣
- ・対米及び対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養成講習会への派遣
- ・国が開催するHACCPシステムに係る講師養成講習会への職員派遣



<HACCP研修会>

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 (5) トレーサビリティの推進

②③ 米トレーサビリティ制度の適正運用

関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室, 農産園芸課
------	-------------------------

現 状

生産者から消費者に至るまでの各段階の流通の過程を明らかにするとともに、食用に適さないものが流通するなど、食品に関する不測の事態が発生した時の原因究明や速やかな商品の撤去・回収による被害の拡大防止策としてトレーサビリティは有効な手段となっています。

米については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)^(用)に基づき、米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行うすべての事業者(生産者を含む)に対し、取引等に係る情報の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が義務づけられています。

また、食品表示実態調査に併せて、小売販売店、製造・流通業者等の実態を調査するとともに、寄せられる疑義情報等については、迅速かつ的確な対応を行っています。

課 題

米トレーサビリティ制度は、生産から流通及び外食産業まで広い分野に関係することから、広く県民・事業者に制度の周知を図るとともに、適正な運用に努める必要があります。

施策の目標

米トレーサビリティ制度の普及・啓発を推進するとともに、表示の適正化など遵守すべき事項について周知徹底することにより、食の安心・安全の確保を図ります。

具体的な取組内容

- 米トレーサビリティ制度の普及・啓発
- 食品表示実態調査(米穀等)



<食品トレーサビリティリーフレット>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
食品表示実態調査における適正率 (米穀等)	76.4%	100%	

②④ 茶れきくんの導入促進

関係部署 農産園芸課

現 状

平成15年3月から、県内茶業関係者が一体となって茶生産履歴管理システム「茶れきくん^(用)」の導入促進を図りながら、正確な記帳と迅速な情報開示を行っています。

令和6年度末で287工場（全工場数の75.9%）が、「茶れきくん」を導入しており、取引先の実需者は、病害虫防除記録などの生産履歴の正確な情報開示が迅速に行われる取組を高く評価しており、「かごしま茶」の信頼確保につながっています。

課 題

食品の安心・安全を確保する上で、茶の生産履歴を把握するとともに、食品に関する不測の事態発生時の原因や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止を図るためには、トレーサビリティは有効であり、その導入・拡大が重要となっています。

施策の目標

各種研修会等を通じて、生産履歴の正確な記帳、情報開示請求があった時の迅速対応などの意識啓発や「茶れきくん」の導入促進を図るとともに、生産履歴システムの取組をあらゆる機会を通じて広く全国に広報し、安心・安全でクリーンな「かごしま茶」の販路拡大に努めます。

具体的な取組内容

○茶におけるトレーサビリティの推進

- ・茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入促進



<茶れきくん利用の様子>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
茶れきくんの県内茶工場導入率	75.9%	80.0%	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

②5 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術，気候変動に対応した品種や技術の開発等

関係部署	経営技術課
------	-------

現 状

農業開発総合センターを中心に，化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や，施肥管理技術，気候変動に対応した品種や技術等の開発による，環境と調和した持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究を進めています。
 また，技術の現地実証と普及定着にも取り組んでいます。

課 題

消費者の食の安心・安全に対する認識が高まる中，総合防除（I P M）や有機栽培等の取組に係る技術確立のほか，特殊病害虫や気候変動等に対応した技術開発が必要です。

施策の目標

環境と調和した農業の促進に資する技術開発に努めるとともに，現地での実証等を通じた，農業者への理解促進及び早期普及・定着を目指します。

具体的な取組内容

- 総合防除（I P M）技術の開発
- 持続性の高い有機農業栽培技術の開発
- 地力の程度に応じた適切な施肥管理技術の開発
- 気候変動に対応した品種や技術の開発
- 開発された技術の早期普及・定着に向けた普及指導活動の展開



〈各種技術マニュアル〉

〈天敵を用いた栽培技術〉

参考となる指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
化学農薬の使用量（再掲）	46 kg / ha	31 kg / ha	

②6 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発

関係部署 水産振興課

現 状

魚類養殖業においては、水産用ワクチンの普及等により水産用医薬品の使用低減が図られています。ただ、一部の疾病については、水産用医薬品の適正使用により対処しています。

県ではこれまで、天然素材等を用いた寄生虫対策の研究を行う等、水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発に努めているところです。

課 題

消費者のニーズに対応した安心・安全な養殖魚等を生産するためには、水産用医薬品使用の一層の低減化を図る養殖技術の開発が必要とされています。

また、ワクチン等水産用医薬品が未開発な疾病に対しては、予防及び治癒対策、さらには養殖技術の改良・改善が必要とされています。

施策の目標

水産用医薬品に頼らない各種疾病対策に取り組み、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

具体的な取組内容

- 天然素材等を添加した固形配合飼料の給餌等による各種疾病の抑制効果試験
- ワクチン等水産用医薬品が未開発な疾病への対策研究



<カンパチ幼魚の採血風景>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
水産用医薬品の使用低減に向けた取組数	2件/年	3件/年	

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
 (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

⑳ 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究

関係部署	生活衛生課
------	-------

現 状

食品関連事業者が安全な食品を提供するためには、科学的な根拠に基づいた合理的な製造管理の方法等を取り入れることが必要と考えられます。

しかしながら、県内の多くの中小事業者は、経費及び人的不足から十分な量の科学的な分析、試験等を行い、新しい知見を得るのは難しい状況です。県においては、これまで、生食用食鳥肉の取扱施設での衛生管理についての問題点や改善策、食中毒事例や苦情事例の発生原因や改善策、また、添加物の試験方法の改善等の調査・研究等を行い、得られた科学的知見に基づき事業者に対する指導・助言を行っているところです。

課 題

食品の安全性の向上のためには、科学的な根拠に基づいた合理的な指導・助言を行う必要があるため、今後とも、県において科学的な調査研究を進める必要があります。

施策の目標

本県における食品等に起因する様々な問題について、その解決法及び再発防止策を得るための調査研究を行い、得られた知見等に基づき食品関連事業者に助言・指導等を行うことにより、食の安心・安全の確保に関する食品関連事業者の取組を促進します。

具体的な取組内容

- 調査・研究の実施
- 調査・研究の成果の有効活用
 - ・学会等での発表
 - ・食品関連事業者等への監視指導または講習会での情報提供



〈調査研究研修会〉

参考となる指標

指 標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)	備 考
調査・研究事例数	5題/年	4題/年	